

平成 24 年 12 月 12 日

社団法人神奈川県環境保全協議会長 殿

神奈川県環境農政局環境保全部
大 気 水 質 課 長
(公 印 省 略)

石綿が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の
対象事業場等の把握の促進について（依頼）

このことについて、平成24年12月5日付け環水大大発第121205301号で環境省水・大気環境局大気環境課長から、大気汚染防止法等の関係法令を所管する機関の間での情報共有を促進するよう通知があり、併せて、業務の参考とするよう「石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について」（別添）の送付がありました。

ついては、届出漏れの予防や法の適正執行のため、関係法令に基づき届出いただいた内容について、関係機関・部局同士で情報提供を行なうことがありますので、こうした取組みを御承知いただくとともに、引き続き関係法令に基づく届出を適切に行っていただくことについて、貴団体の構成員に御周知いただきますよう重ねてお願いします。

問い合わせ先
大気環境グループ 小林
電話 045-210-4111